

上場会社の決算情報

取引規制府令 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令
 特定上場会社等 上場会社等であって、当該上場会社等に係る直近の有価証券報告書に含まれる最近事業年度の損益計算書において、関係会社に対する売上高（製品売上高及び商品売上高を除く）が売上高の総額の80%以上であるもの（いわゆる純粋持株会社、取引規制府令49条2項）

	項目	重要基準
1	売上高	新たに算出した予想値または当事業年度の決算における数値が、直近予想値（ない場合は前事業年度の実績値）から10%以上増減したこと（取引規制府令51条1号） ※ 特定上場会社等の場合はその企業集団の数値
2	経常利益	新たに算出した予想値または当事業年度の決算における数値が、直近予想値（ない場合は前事業年度の実績値）から30%以上増減し（直近予想値（ない場合は前事業年度の実績値）がゼロの場合はすべてこの基準に該当する）、かつ、その増減額が前事業年度末日における純資産額・資本金額のいずれか少なくない金額の5%以上であること（取引規制府令51条2号） ※ 特定上場会社等の場合はその企業集団の数値
3	純利益	新たに算出した予想値または当事業年度の決算における数値が、直近予想値（ない場合は前事業年度の実績値）から30%以上増減し（直近予想値（ない場合は前事業年度の実績値）がゼロの場合はすべてこの基準に該当する）、かつ、その増減額が前事業年度末日における純資産額・資本金額のいずれか少なくない金額の2.5%以上であること（取引規制府令51条3号） ※ 特定上場会社等の場合はその企業集団の数値
4	剰余金の配当	新たに算出した予想値または当事業年度の決算における数値（決算によらないで確定した数値を含む）が、直近予想値（ない場合は前事業年度の実績値）から20%以上増減したこと（直近予想値（ない場合は前事業年度の実績値）がゼロの場合はすべてこの基準に該当す

	項目	重要基準
		る) (取引規制府令 51 条 4 号)